

令和4年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

国立大学法人東海国立大学機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和4年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので公表する。

1. 令和4年度の取組

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成31年2月8日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものについて温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を締結した。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給を受ける契約、②自動車の購入及び賃貸借に係る契約、③船舶の調達に係る契約、④建築物に係る契約並びに⑤産業廃棄物処理に係る契約のうち、①、④及び⑤について、以下のとおり環境配慮契約がなされた。

①電気の供給を受ける契約

電気の供給を受ける契約6件について、裾切り方式を採用した。

④建築物に係る契約

設計業務3件について、環境配慮型プロポーザル方式を採用した。

⑤産業廃棄物処理に係る契約

産業廃棄物処理業務2件について、裾切り方式を採用した。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

環境物品等の調達にあたっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第7条第1項の規定に基づき「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、周知している。